

「徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例施行規則」改正案
に係るパブリックコメントに寄せられたご意見の要旨及びそれに対する県の考え方一覧

項目	ご意見の要旨	県の考え方
その他	<p>被害者の被害回復を迅速に最大限に図るために、収益の迅速な凍結と、適正な配分のための工夫をなお条例に盛り込むべきであり、条例において、損害賠償請求権を整備し、公正に被害の救済が受けられるようにする。</p> <p>訪問販売お断りステッカーは、消費者側の拒絶予告として活用でき、再勧誘禁止規定の実効性の観点から、条例に定義づけるべき。</p>	<p>収益の迅速な凍結や適正な配分及び損害賠償請求権については、国の司法制度をどうするかという、全国統一的に扱われる問題であり、法律専管事項となりますので、必要に応じて、国に対して意見を申し述べていきたいと考えています。</p> <p>訪問販売お断りステッカーについては、営業の自由、特定商取引法の再勧誘禁止規定に係る解釈、他の都道府県における規制の状況等をかんがみつつ、検討して参りたいと考えています。</p>
	<p>条例第28条第2項の改正で、「(ただちに、)その処理に関する事務・・・」と、「ただちに、」を挿入すべき。</p> <p>条例第54条及び第55条の罰則は、金額を見直すべき。</p>	<p>条例第28条第2項は、苦情処理のために必要な体制整備について定めたものであり、苦情を「迅速」に処理する旨と規定していることから、ご意見の趣旨は、条文中に含まれていると考えています。</p> <p>条例第54条及び第55条の罰則の金額については、現行の他の法令による同種の違反行為への処罰との均衡を考慮して、検察庁とも協議の上、定めております。</p>
	<p>条例が生かされるには、消費者からの情報提供が必要不可欠となる。しかし、条文を読んだだけでは条例は分かりにくい。そこで、条例を理解しやすくするため、パンフレットを作成してはどうか。</p>	<p>消費者基本条例の改正に係るパンフレットを作成して、関係者の皆様に配布することとしております。</p>